

松山市告示第133号  
令和6年4月4日

松山市長 野 志 克 仁

鹿島公園渡船に係る渡船使用料等の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第53条の規定に基づき、鹿島公園渡船使用料及び駐車場使用料の徴収事務について、下記事業者と委託契約を締結するため、松山市財務会計規則第55条の規定により次のとおり告示する。

記

1 上記徴収事務を委託する施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地	徴収内容
鹿島公園渡船待合所	松山市北条辻1605	鹿島公園渡船使用料 駐車場使用料

2 徴収事務を行う委託事業者

愛媛県松山市若草町8番地3  
公益社団法人松山市シルバー人材センター  
理事長 高橋 祐二

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

以上